

令和6年度沖縄県犯罪被害者等支援審議会 議事録

1 日時 令和6年8月28日(水) 10:00～11:30

2 場所 沖縄県本庁舎6階第1特別会議室

3 出席者

(1) 委員 (6名)

会長：矢野 恵美 (現職：琉球大学法科大学院 教授)

委員：池原 泰子 (現職：(公社)沖縄被害者支援ゆいセンター 犯罪被害相談員)

委員：吉元 なるよ (現職：沖縄県公認心理師協会 会員)

委員：村上 尚子 (現職：沖縄弁護士会 犯罪被害者支援に関する委員会委員)

委員：樋口 美智子 (現職：沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科 非常勤教員)

委員：河井 由美 (現職：～犯罪被害者支援～ひだまりの会 okinawa 代表)

(2) 事務局 (8名)

生活福祉部生活福祉統括監、

生活安全安心課長、生活安全安心副参事、交通安全市民活動班長、

見舞金担当主任、審議会担当主任

県警察広報相談課支援補佐、支援係長

4 公開・非公開の別 公開

5 議題

【議事】 沖縄県犯罪被害者等支援計画の令和5年度実施状況の検証評価について

【報告事項】 見舞金の整備状況について

6 配付資料

- ・ 次第
- ・ 委員出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 資料1 沖縄県犯罪被害者等支援計画に基づく施策の体系図
- ・ 資料2 沖縄県犯罪被害者等支援計画の実施状況
- ・ 資料3 沖縄県犯罪被害者等支援計画の令和5年度実施状況に対する質問事項等および担当課からの回答
- ・ 資料4 沖縄県犯罪被害者等見舞金支給要綱(案)の概要

7 議事内容

【1 開会】

○事務局（仲宗根課長）

皆さまおはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度沖縄県犯罪被害者等支援審議会を開会したいと思います。よろしくお願いいたします。

司会進行を担当します、沖縄県生活福祉部生活安全安心課仲宗根と申します。よろしくお願いいたします。それでは、恐縮ですが、着席にて失礼いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の折、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。それでは、開会に当たりまして、委員の出席状況についてご報告いたします。まず、委員の交代についてご連絡がございます。6月に県医師会所属の白井和美委員の辞任の連絡がありまして、新しく同所属の玉城研太郎委員が後任として選任されて、令和6年8月27日付委員発令がなされておりますのでご報告をいたします。本日はご都合が合わず欠席となっております。

それでは、沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則第3条第2項によりまして、審議会の開催は、委員の過半数の出席が要件となっております。本日は委員7名中6名にご出席いただいておりますので、ここで開催の要件である過半数の出席を満たしているということをご報告申し上げます。

続きまして、本日の会議の公開についてご報告申し上げます。

沖縄県犯罪被害者等支援審議会運営要領第2条により本日の会議は公開することとなり、報道機関や傍聴者には既にお入りいただいておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

また、報道機関の皆様や傍聴者の皆様におかれましては、会議の支障になる行為はございませんようご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、本日配付しております資料の確認をお願いいたします。

〔資料を読み上げて確認〕

それでは、以降の議事につきましては、矢野会長にお願いしたいと思います。矢野会長よろしくお願いいたします。

【2-1 議題：【議事】沖縄県犯罪被害者等支援計画の令和5年度実施状況の検証評価について】

○矢野会長

皆様おはようございます。よろしくお願いいたします。

ちょっと当初よりも少し開催が、遅くなったかと思いますが、お気づきと思いますが、担当の方がすべて替わられて、多分、県の方も大変だったであろうということで、ちょっとあれ

かなと思うんですが、今日はですね、議題として今すでにご説明ありましたように「沖縄県犯罪被害者等支援計画の令和5年度の実施状況の検証評価について」お話いただいて、ご質問いただいて、そのあと多分皆さんが1番気になってるかなと思います「見舞金の整備状況について」報告事項としてお話いただくことになっております。

それでは初めに事務局から、沖縄県犯罪被害者等支援計画の令和5年度実施状況の検証評価についてご説明をお願いいたします。

○事務局（宮城班長）

宮城と申します。私の方からご説明申し上げたいと思います。着席で失礼します。まず、お手元に資料2をご準備ください。こちらの方でお時間の都合もごございますのですべてをご紹介するわけには参りませんが、いくつかピックアップして主なものの実施状況についてご報告申し上げたいと思います。

[資料1～資料3を一括して説明]

○矢野会長

ありがとうございました。それではこれからの委員の皆様からのご質問とか、確認事項、或いは意見交換の時間にしたいと思います。

ご発言の際は、議事録の関係でマイクをオンにさせていただいて、お名前を言っていただいてから、ご発言いただければと思います。それではどなたからでも構いませんのでよろしくをお願いいたします。

○村上委員

事前の委員からの質問の中にもありましたが、資料2のほとんどの件数の報告は令和4年度のもので、令和5年度のは公表前っていうことでしょうか。私は令和5年が聞きたいなと思っていますが、これはいつ公表されるのでしょうか。令和5年度実績件数についてです。

具体的には、例えば、20番の回答の中での、子供に対して小中学校のスクールカウンセラーの相談件数も令和4年度しかありません。それ以外のものでも4年の件数しか上がっていません。できれば、教えていただきたい。

○事務局（崎枝）

10月頃まで非公表とされているのは、取りまとめた結果を国の方に報告を上げると、そこから一般の方に公開する情報という取り扱いになりますので、今回の審議会が8月で、この資料自体をホームページに載せる形で公開されるんですけれども、それが9月から公開という形になりまして、この国への報告より前になってしまう。そうすると、公表ができないということになりますので、今回の審議会では、令和4年度の実績報告という形になります。

○矢野会長

ありがとうございます。ただ、あれですよ、令和5年度の実施状況だから、御事情はわかったの、公表できるようになってから令和5年度の数字を、載せた方がいいような気がするんですけどそれも難しいか。

○事務局（崎枝）

時期の関係上のものでございますので、実施できる時期以降に、委員の皆様にご提示することは可能かと思えます。

○矢野会長

わかるんですよ。御実情よくわかるんですけど。県民の方にお知らせするにあたって、この計画ができてからの実施状況を報告しないと駄目なんじゃないかなと思って。だからその時期より前にできないのは全然よくわかるんですけど、その、公表されてから、この計画できてからの令和5年度の、県民の方に報告した方がいいかなと思うんですけど、難しそうですか。

○事務局（仲宗根課長）

すみません。公表の時期っていう国への報告という部分もありますので、確かに、外部への公表という形をとる場合は、その時期も勘案しないといけないと思います。ただ、中で審議する場合によっては、速報値という形で、確定版ではない数値ですよっていう、あらかじめ了解をもらった上で、取り扱うという方法もあるかなあと思いますので、ちょっと工夫してみたいと思います。

○矢野会長

はい。ありがとうございます。公表できない事情は、本当にその通りだと思って、そこを無理に公表していただくとは全く思っていないんですけど。要は計画できてからの実施状況じゃないと、意味がないかなと思うので、少し待たれてからでもいいんじゃないかなっていう趣旨です。全然私たちに早く教えてとかそういうことではなくて、待たれてからでもいいかなっていうことでした。はい。ありがとうございます。

○村上委員

ありがとうございます。

○矢野会長

はい、他にいかがでしょうか。そうしましたら私の方から、教えていただければと思うのですが。やっぱり、ご説明の中にもあって、この資料2の中にもあるんですけど、この住居の問題ですよ。これはやっぱりすごく深刻だと思っていて、委員の方からご質問の9番にもあるところなんですけれども。

この居住支援協議会っていうのは、沖縄市だけできたっていうこと。あの、逆に沖縄市さんがどうしてこれができたのかっていうのがわかると、他もこう、作っていただけるのかなっていう気がして、なんかその辺のこともしご存じでしたら、少しヒントになったらいいかなと思うんです。なかなか公営住宅、抽選がすごい厳しいということで、2倍にさせていただいて、これ以上なかなか難しいんだろなということ、目的外使用ですか、やってくさってるといことなので。より良くなるため、このあたり何かヒントがあれば、教えていただけたらと思います。お願いします。

○事務局（池田副参事）

はい。生活福祉部生活安全安心課の池田と申します。

矢野会長からお話があったように、公営住宅については、県内の場合、かなり希望者が多いということがありまして。なかなか2倍という優先、優遇対応をしている中でも、その入居が難しいということがあげられています。それで目的外使用という形で、期間を区切った形で、緊急避難的に入居いただいているという状況になっておりまして、それについては、どうしても転居が必要になるということが課題になります。

これまで居住支援協議会というのは沖縄県で設けておりまして、そちらの方に不動産業者さんですか、それから、社会福祉協議会とか、あと市町村4市ほど入った形で沖縄県全体としての居住支援協議会を設けております。県だけで受けるのはやはり、いろんなご要望に応じることが難しいということがありましたので、土木建築部の方で、各市町村への働きかけを行っておりまして、そういう中でこの令和6年2月に沖縄市が市としての協議会を立ち上げたということになっております。今後も、各市町村に働きかけを行っていきまして、できるだけその身近な基礎自治体である市町村の方で、住民の方の住居課題、対応していただくということで今取り組んでいるところとなっております。

○矢野会長

ありがとうございます。ということは、もし、県の方でやってらっしゃるところに相談すれば、今住んでいる自治体じゃないところに引っ越すことができるっていうことですか。でも逆に言うと、各自治体になっちゃうと今度は住んでるところと同じ自治体の中でしか引っ越せなくなっちゃうってことなんですかね。

○事務局（池田副参事）

沖縄県としてこの居住支援協議会を設けているのは、その広域都市で離島も含めて対応ができるということはもちろんあるんですけども、市町村の方で対応するにあたっては各不動産業者さんですと色々な連携の仕方がありますので、必ずしもその市町村の中だけで完結するということではないと考えております。

すみません。もう少し詳細の説明については担当課の方がより詳しいかとは思いますが、私が今把握してる中ではそういう形になっておりますので、詳細について、ご質問がある場合は、また回答等確認をした上でご回答したいと思います。

○矢野会長

ありがとうございます。今のご説明で十分わかりました。

もしその各自治体でも、不動産屋さんだから別の自治体にも物件を持ってるということでご紹介いただけるのであれば、それは確かに各自治体にあった方がきめ細かく支援していただけるのかなと思うので、ぜひ引き続き、沖縄市以外の自治体でも作ってくださるよう、働きかけをぜひよろしく願いできればと思います。ありがとうございます。

はい。他にいかがでしょうか。村上委員お願いします。

○村上委員

15番の性暴力被害者ワンストップ支援センターについてですが。

これは本当に真正面からの犯罪被害者支援なんですけど、この実績報告が平成27年2月からの延べ人数になっています。これはこれで、設立してからこれだけの方が相談したとわかるんですが、もう少し詳しくですね。やっぱりこれも令和5年度とか、4年度とか24時間365日体制になってどうなったのかとかもう少し詳しい状況報告を、ぜひお願いしたいと思います。今後の報告にはですね、もう少し厚く報告をお願いしたいです。

○事務局（宮城班長）

はい。ありがとうございます。

担当課の方に確認してそのように申し伝えたいと思います。

○矢野会長

ぜひよろしく願いいたします。はい。他にいかがでしょうか。お願いします。

○村上委員

27番の捜査機関に対する情報提供なんですけれども、下段の方の「本人等からの承諾が得られた場合にのみ」となっています。

もちろん承諾がないと駄目なのはわかりますが。実態を見ると、よくわからない段階でこんなのがありますよとか、他の欄にもありましたが「パンフレット渡す」とかありますが、被害直後で混乱している時にぼっと言われたって、本当に支援の必要性とか判断できません。それで、返事しなかったら、情報提供がなされてなくて、支援に繋がってないっていうケースが最近でも聞かれます。

ですので、ここはやっぱり1回だけの確認とかではなくて、時期を見て、すぐに承諾得られなかったとしても、状況を見てもう一度案内するとか、そういうことをやっていただきたいので、これは要望でもあるんですけど、お願いしたいという意見です。

○矢野会長

ありがとうございます。すみません。実は私もちよっとここで1つお伺いしたいことがあって。これ、被害者の方のほうに情報を提供するっていう話ですか。被害者の方に情報提供

するのに承諾って、なんかちょっと、むしろその支援団体に承諾を得て被害者の方の情報を提供するっていう意味になるのかなって思ったんですけど、ここはどうなんでしょうか。

○事務局（県警察広報相談課 与儀補佐）

警察本部の被害者支援室与儀と申します。

今、委員からのお話がありましたけれども、この情報提供というのは、被害者の情報を公安委員会の指定を受けた被害者支援ゆいセンターの方へ情報を提供するということになりまして。それに関してはやはり被害者の方の同意を得なくてははいけませんので、未成年である場合は保護者の方とかですね、本人さんたちが自分があった被害の状況を詳細に団体の方に伝えるのではなくて、警察を通じて、その内容をお伝えをして、また、必要な支援を行っていただくというような形になっております。

先ほど村上先生からもありました、要望としましての時期を見て、その最初の被害に遭った直後にいろいろ言われてもやはり、飲み込めないところもあると思いますし、その辺に関してはこちらの方も各警察署の方への指導とか、またそういう要望も組み取って行いたいと思っております。以上です。

○矢野会長

はい。ありがとうございます。そしたらですね、ちょっとこの書きぶりが、例えば「沖縄被害者支援ゆいセンターの存在や支援内容等を教示し、情報提供の促進を図った。」ってなると、ゆいセンターの存在や支援内容の情報提供したのかなというふうに読めちゃうので、「教示したうえで、被害者の情報を提供してもらうことの促進を図った」とか、ちょっとだけ書き直していただいた方が誤解がないかなと思って。それとも、1行目は、ゆいセンターの存在や支援内容を情報提供するっていう意味なんですか。1行目と2行目以下が違うということなのか。

でも、やっぱり違います。「情報提供については」ってなってるから、全体がやっぱり被害者の方の情報提供するっていうことだと思うので、全然内容構わないんですけどちょっとだけ日本語の書きぶりを変えていただいた方がわかりやすいかなと思ったのでそこをお願いできればと思います。被害者支援って、段階を追うごとに、被害者の方いろいろ接する組織っていうか機関が違うので、警察行ったり警察行ったら違うので、村上委員からもありましたように、ぜひ折を見て、やっぱり支援必要ないですかみたいにぜひ聞いていただきたいので、ちょこっと言いぶり直していただいて、ぜひ引き続きよろしく願いできればと思います。ありがとうございます。

○矢野会長

他にいかがでしょうか。意見をお願いいたします。

○池原委員

すみません。34番の児童虐待の再被害の防止に関してです。1番上の方に専門員を増やし

たということと、警察と児相との連絡会をやっていますとあって、情報共有件数が304件とありますけども、その中で実際に事件化されたような事案がどれくらいあるのかなと気になります。

○事務局（宮城班長）

はい。申し訳ございません。こちらの方はちょっとそこまで把握してませんので、担当課の方に確認してから、また後日ご報告したいと思います。

○矢野会長

ぜひよろしく願いいたします。ちょっと聞きづらいんですけど、さっきご報告いただいてないかもしれないんですけど、27番なんですけど。この警察本部と、県の情報共有、犯罪の共有みたいなものっていうのはどういう感じなのでしょう。

ごめんなさい、特に何が聞きたいかという報道に発表するっていう段階と、その前に警察と県が情報共有するっていう段階があるんじゃないですか。ちょっとそこ混同されてるような印象があって、公表するかどうかは後で相談していただければいいんだけど。警察と県で特に性犯罪被害、特に米兵による犯罪みたいなときに、共有いただく、そのあと公表するかどうかは別の話なので、そこのところって、最近のいろんなこと受けてご確認いただけたっていう感じですかね。ここに書くのはちょっと難しいかもしれないんですけど。

○事務局（宮城班長）

申し訳ございません。こちらもちっと中身の方がどうしてもですね、こちらの方で把握できないものですから。また県警の方の広報相談課、あちらの方でも刑事の方についてはちょっと関与してないということで、そちらの方もわからない状況となっております。

○矢野会長

ちょっとごめんなさい。よろしいでしょうか。

○吉元委員

報道機関の情報を見ると、今後はその県警本部長と県の方で調整的に個別事案相談しながら進めていくって聞いたので、多分きっと、どこまで共有するかは実際どうなるか知らないですけど、とりあえず今回のことを契機に、情報共有の大切さとか必要性というのは検討されてるかなっていうふうに思ってます。はい。

○矢野会長

すみません。はい。

○事務局（仲宗根課長）

米軍等が関わる犯罪ということでの情報共有なのかなと思うんですが、そちらの方は知事

公室の基地対策課あたりでですね、情報共有という案件になるのかなと思います。

こちらは、一般的な犯罪ということであるんですが、その中でも調査中のものについては情報共有はしてはないという懸念状況だということですね。

○矢野会長

はい。わかりました。特に今、明確な答えを期待してわけじゃありません。すみません。一応、被害者としてはここに間違いなく含まれることに間違いはないと思うので、そこについても、情報共有何かしていただける。さっき吉元委員からもありましたように報道でいうと情報共有することになったっていうのは私たちも読んでいるので、それをしてくださるんですよねっていう質問があったという感じでいいですかね。はい。それを質問してましたと、知事公室の方に、そういうことになったんですよねっていう確認がありましたっていうふうにお伝えいただけるとよろしいですかね。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○吉元委員

いいですか。

○矢野会長

お願いいたします。

○吉元委員

誤解のないようにしたいのですが、加害者の属性によって支援に差があるのはよくないかなと思って。その加害者の属性特有の事情とか、そういったことに対する配慮と、できることはしないといけないんですけど、特性によって支援が偏るようなことがあったらいけないと思います。せっかく条例ができたので、性犯罪だけではなく全ての犯罪被害者に適切な支援が提供できていたらいいのかなと思いました。

この資料をまとめてくださってるように、以前審議会で、例えばワンストップのホームページにいかないと性犯罪のことはわからないとか、教育長のホームページ、警察は警察で、それぞれバラバラになってるところを県がまとめて集約してもらえると、ものすごく施策としてもこういうことを県全体で取り組んでいるんだなということがより伝わるような気がします。すごい大変だと思うんですけど、そういった感じで、みんなが協力し合って取り組んでいるということが伝わればいいかなというふうに思いました。

すみません、質問じゃないですけど。

○矢野会長

はい。ありがとうございます。ご要望ありがとうございます。

どっかであれでしたっけ。インターネットホームページの充実みたいなのってありましたかね。あった、69 ですね。

69 があるので、これはご質問というか、ぜひ来年度以降、さらに、ここにアクセスすれば

全部わかるようなことに最終的には集約されるといいななんていうのは、おっしゃる通り前から審議会でも出てきましたので、次年度以降に向けて要望が出たっていうのを記録に残していただければよろしいかなと思います。

本当にあっち行ったりこっち行って、多分被害者の方には大変なので。大変な作業ではあると思うんですけどぜひここに集約して、ここからいろんなところにとべるように、もう大分していただいているのかもしれませんが、そういう要望があったと記録していただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○矢野会長

はい。他にございますでしょうか。また、後で思いつかれたら、いつでも声上げていただくということで、ひとまず先に進めたいと思います。こっちも多分みなさん気にされてるところなので、見舞金の整備状況について、事務局からご報告をお願いいたします。

【2-2 議題：【報告事項】見舞金の整備状況について】

○事務局（宮城班長）

はい。続きまして、沖縄県犯罪被害者等見舞金の整備状況になりますが、まずこちらの方ですが、昨年の審議会の中では4月のスタートを目指すというふうにお答えしてたかと思いますが、こちらは申し訳ございません。ちょっと遅れてまして、今現在、要綱を策定するような段階となっております。そういうことで、現在の支給要綱案の概要についてご説明申し上げたいと思いますが、資料4の方をご準備ください。

この中で開催時期は、現在沖縄県犯罪被害者等見舞金支給要綱を策定中とありますが、こちらの方も案自体はもうまとまっております。庁内での起案決裁の最中ですので、そう時間がかからず、制定される見通しとなっております。また制定後には速やかに広報、周知と受け付け開始をスタートさせたいと思っております。

また、2番になりますが、令和6年度では予算措置済みで440万円予算措置されてございます。

支給額についてですが、遺族見舞金60万円。重傷病見舞金20万円。精神療養見舞金5万円を予定しております。こちらもちろんまだ正式に可決したものではありませんが、支給要綱案ということで、内部の方で、この方向ということで取りまとめたものを、ご報告してる形になります。

精神療養見舞金についてですが、こちらの昨年度の審議会の方でいろいろ議論がございました。見舞金の対象として、まず見舞金の対象とするとしております。また療養期間は1ヶ月以上で、労務不能通算は3日としております。重複受給可です。ただ、去年かなりこちらでも議論があったんですけど、遺族についても含められないかということでご意見ございました。こちらは要綱案の中では対象外としておりますが、ただし、遺族見舞金60万円標準で含まれるというような、解釈というか、そういう整理の仕方をしております。遺族は通常精神的に非常に大きなダメージを受けるのが、一般というか通常です。その他、また別途、

医師の診断書をとって、別途精神療養見舞金を申請するというのも、不合理なので、もう標準として最初っから、この見舞い金の中に含んでいるものというふうに理解しております。つまり重傷病見舞金 20 万円に対しての遺族見舞金 60 万円というふうに非常に高額、額が多くなっておりますが、その中には当然としてこういう精神的な見舞金、療養診療分も当然ながら含まれているものだろう、包括されているだろうというふうに考えておまして、その中でも含んでいるということで対応しております。そのため別途支給という重複の受給ってというのは可という対応としてはございません。

次に 5 番、所得制限こちらはなし、としております。

6 番の対象犯罪の限定ですが、こちらも特定の犯罪だけに限定せず、故意の犯罪全般を対象とするという形をしております。過失は対象外です。例えば交通事故は、過失なので対象外とはなりますが、危険運転致死傷罪が対象となります。

また 7 番の弁護士費用や、再提訴費用、貸付金、或いは 8 番の県外観光客をどうするかというところで、これも去年大分審議会の中で議論がございました。こちらについても、今回のものについては、当面今後検討という扱いをしております。まず制度をスタートさせることを優先しております。またこの制度の拡大については将来的な課題としたいと考えております。最初ですべていろいろなものを網羅したような形でスタートするというのも、なかなか難しい、そういった困難になりますので、そういうのをスタートさせないことには、その先に進みませんので、そこを優先した形となっております。

9 番目の申請期限ですが、こちらの方が事務局案として提示しました通り、原則、犯罪被害の発生を知った日から 2 年以内かつ犯罪被害が発生した日から 7 年以内としております。

次裏面の方をご覧ください。同性パートナーですが、こちらは対象としております。またパートナーシップ宣誓の有無というのはもう要件としてはおりません。現時点で具体的な確認方法を定めているわけではありませんが、そこは柔軟に対応したいと考えております。昨年の審議会の中でもいろいろ確認方法ということで、ご意見というか、例示がございましたがそういったところを参考にしながら、確認取るような形でできるだけ柔軟に対応したいと考えております。

次に親族間の犯罪、こちらが昨年の審議会でかなり大きな議論の対象となりました。親族間の犯罪についてもできるだけ拾うべきではないかということでいろいろご意見をちょうだいしました。それに対しての要綱案になります。まず、原則支給対象外としますが、ただし、支給対象とすべき特段の事情があると判断される場合は、対象とできるという扱いとしております。まず、この原則対象外とする理由ですが、大まかに 2 つございまして、まず 1 つ目が DV や虐待など、被害者は加害者の経済的・身体的或いは心理的な支配下にある場合も多く、実質的に見舞金が加害者の収入になる恐れがある。例えば夫が妻に DV をしてるような場合でまだ同居してるような場合でしたら、妻に対して被害者に対しての見舞金を支給しても、それも加害者夫の方の利益になる。税金で見舞金を支給するものが、被害者の利益に繋がらず、加害者に対しての支給になってしまうというような、或いは虐待なども同様ですが、そういった懸念があるということ。2 つ目に、親権者からの犯行は立証が困難なケースも多く、虚偽申請や見舞金目当てでかえって犯罪を助長する恐れがある、そういった多くの報告とい

いますか非常に大きな課題があり、税金で支給したものを、実際には、加害者の利益となってしまうということは、避ける必要がございます。そういった懸念があるので、まずは原則として支給対象外としております。慎重に判断する必要があるということで、こちらはもう随分、県の内部でも、議論したところなんですけど、まずは原則対象外としました。ただし、例外ただし書きということで例外規定を設けてあります。その理由としまして、親族内の犯罪には前述のような課題があることから、原則対象外とする。その一方で、現に、別居して避難しているなど、これらの懸念がなく、支援が必要だと認められるケースについては支給対象とすることが可能な規定としております。つまり、先ほどのようないろんな課題がありますけれど、そういったものがクリアされてるようなケースについては個別の判断にはなりますが、そういったものについてはできるだけ拾えるような形にしたいと考えております。そのため、まずこういうケースは対象になってこういうケースは対象外になるということをおあらかじめ、この要綱なり規程の中ですべて網羅して、規定しておくということはなかなか困難ですので、それはもう個別の事情に応じて判断ということになるかと思いますが、要綱の中ではシンプルに、原則対象外とするけど、ただし書きで拾えるような形ということで考えております。

要望案のご説明については以上となります。

○矢野会長

はい。ありがとうございます。この要綱案につきましては、もちろんご質問ご意見いただきたいんですが、先ほどお話にありましたように、今年度予算も確保していることから、まずは実施、このままの形で実施をしていただくとして、継続審議で、どの辺を引き続き審議したらいいかというような方向で、自由にいろいろご意見出していただければと思います。よろしく願いいたします。

○村上委員

概要ではなくて、要綱でいただきたいと思います。その方が明確かなと思ったんですが。

まず、親族間の犯罪に虚偽申告とかって言われたんですけども、そもそもこれ、犯罪を知った日から2年以内に申請できるって、何を以て犯罪と判断するのか。

どういう手続きになってますか。

○事務局（宮城班長）

はい。こちらの方はもう警察の方に紹介する形を想定しております。

○村上委員

警察で事件化されたものということですか。

○事務局（宮城班長）

基本はそういった形となります。

事件化といっても起訴出廷とかそういった段階ではなくて、もうちょっとそこは柔軟に、警察署にこういった相談等がありますかということ、照会をかけて、その回答をもって判断するような形を想定しております。

○矢野会長

これおそらく犯給法の規定に合わせて書いてるっていうことだと思うんですけど。

なのでご質問なんですけど、犯給法の手続きもして、この手続きも別途っていうことになると、結構煩雑かなと思っていて、同じ基準で判断して欲しいのであれば、犯給法を申請する時に、その書類を転用してもらおうとか、一緒にやるとかっていうことはできないかって。今変えてくれて意味じゃなくて、ご検討いただけたらなって。両方で、しかもその2年間の判断は、結局、犯給法の方の判断に連動するのかなって感じがするので、そうすると、手続きを被害者が何重にもやらなくていいように、今後、要綱作ったりしていく時にも工夫いただけたらなっていう希望です。

○事務局（宮城班長）

手続きについてはできるだけ簡素化できるような形で対応したいと思います。今のように犯給法とも同じようにできるのであればそれでやりたいですし、また犯給法は支給まで非常に時間かかるという課題があって見舞金はもっと速やかにできるというところがまた大きな特徴になっておりますので、そういったところで先にこちらの方が、おそらくもう先に進むことになると思います。そういった兼ね合いを見ながら、簡素化できるところは、その理解をしたいと思います。

○矢野会長

村上委員のご指摘とは違うかもしれないし、ちょっとこのあたり2年ってずっと気になっていて、犯給法もやっぱりこの2年過ぎちゃって請求できない方がいっぱいいるとはもう従来からずっと言われてるところなので。例えば、今犯罪の時効ってかなり長くなっているから、民事の時効との問題なんでしょうけど、今はこれでスタートしても構わないんですけど、将来的に、特にその児童虐待とか、性犯罪とか、特に、子供に対する犯罪時効は、昨年大きく改正されているので、将来的にこの一律こう2年とか、7年してくれると特にお子さんの時の犯罪って、民事の方でも結構判例で、なんでしょう。だからこの発生を知ったりとかこの辺、犯罪被害が発生した日っていうのは、結局PTSDを発症したところからだ、みたいな判例も出てるので、何かここ、将来的にもう少し柔軟にできないか、何でもかんでも一律、何ももらえなくなっちゃうみたいのがすごく心配なので、今すぐ検討してくれっていうことじゃないんですけど、将来的に少し、もう少し時間に余裕がもてないか対応いただけたらなと思います。

○事務局（宮城班長）

はい。ただいまのご意見として記録を留めておいて、将来的な検討課題としたいと思います。

す。

○矢野会長

村上先生も少し何かありますか。

○村上委員

この原則って書いてるということですが、何か違う判断をするということでもいいんでしょうか。また、別のところになるんですが親族間の犯罪の特段の事情の判断なんですが、ある程度例示をしておく必要があるのではないかと、思います。要綱に書くか書かないかは別としても、判断材料として、住居が別とか、経済的に別とか、例示的な、一定程度の基準みたいなものを明確にしておかないといけないのではないかと、思います。どこで誰が判断するのかっていうところも、ちょっと疑問に思うのですがどうでしょうか。

○事務局（宮城班長）

はい。2番目の部分からお答えしますと、例示については、こちらの方の要綱の中で、この要綱に定めるものが必要な事項は知事が別に定めるという規定がございますのでそういった中で、取扱要領であったり、細則であったり、そういう形で、これより細かいところについては、定めていくことを想定しております。前段の方の申請期限、9の申請期限の方の原則なんですが、こちらの方、原則というのを入れたのは、実はこれにまた例外規定を設けてまして、前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたこと。その他のやむを得ない理由により、同項に規定する期間を経過する場合に申請ができなかったときは、この理由が消滅した日、消滅した日から6ヶ月以内に限り、同項の支給申請をすることができるという例外規定を設けてますので、そのために、原則という、まずつけている次第です。

○矢野会長

ありがとうございます。

例えば入院している間にね、この期間過ぎちゃったとか。今のだと多分そういうのが入ってくるかなというふうに思うんですけど、方向性としてかなり柔軟にやろうとしていただいているんだということ自体は、わかりましたので、ぜひ少し、全部は網羅できないかもしれないんですけど、例示みたいな、考えていただくってことで、今後、ぜひぜひ長めにさせていただければなと思います。

いかがでしょうか。はい。すいません。限られた時間の中でいろいろ出していただいてありがとうございます。そうしましたら、また、これ今日で終わりということではなくて、今後また継続で審議して、まずは始めて、ちょっとすでに開始が遅れてるので予算取っていただいているのに、まず開始していただいて継続審議でぜひまた良くしていく議論ができたかなと思いますので、お気づきのことがありましたらまた引き続き、県の皆様の方にお伝えしていくと、いうようお願いできればと思います。

それでは時間としてはこれがちょうど、はい。今日は 11 時半までなので、一応ここで一度切りまして、事務局の方にお返ししたいと思うんですがよろしいでしょうか。

はい。これで全然終わりっていうことではなくて、引き続き良くしていく案を皆様から出していただければと思います。事務局のほうに一度お返しいたします。よろしくお願いいたします。

【3 連絡事項】

○事務局（仲宗根課長）

矢野会長、委員の皆様、ありがとうございます。それでは、大石生活福祉統括監からお礼を申し上げて、そのあと、事務局から事務連絡がございます。よろしくお願いいたします。

○矢野会長

そっか。ごめんなさい。じゃあ観光客の件は、ここにも書いてくださってますように引き続きご検討いただくということで。やっぱりここで議論になった、その観光立県だから、それをやっぱり観光客で来た方がもし被害に遭われたときには沖縄はお見舞金出しますよっていうことをアピールすることがやっぱり観光立県として沖縄のためになるんじゃないかなというのがおそらくこのメンバーの中から出た意見であったかなと思いますので、予算の件とか二重取りの件はもちろんわかるんですが、ぜひせつかく沖縄、やっぱりこういうのって沖縄らしさを出した方がいいってということもあろうかと思います。引き続き、ご検討いただければと思います。すみません、ごめんなさい止めちゃって、よろしくお願いいたします。

○事務局（大石統括監）

生活福祉統括官の大石でございます。本日は矢野会長はじめ、委員の皆様には、多岐にわたるご意見をいただきましてありがとうございます。昨年の6月に沖縄県犯罪被害者等支援計画を策定しまして、今年度が初めての実施状況の検証評価となっております。

本日いただいた貴重なご意見につきましては、しっかりと受けとめて、今後の施策の実施に取り組んで参りたいと考えております。また、最優先課題でありました見舞金制度につきましても、本年度予算、4月1日付けで計上しております。現在要綱の策定、先ほどご説明しておりますけれども、進めているところでございます。制定後は速やかに制度の周知及び申請につなげていきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、本県の犯罪被害者等の支援の推進に引き続き、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○事務局（宮城班長）

事務局から事務連絡2点申します。その前に先ほど要綱をできればつけていただきたいという話でしたが、こちらの方今日はお付けできなかったんですけど、正式に制定されましたら、メール等でお送りしたいと思います。まず事務連絡は2点ございまして、事

(公表用)

事務連絡1、公表用議事録の確認依頼について、本日の会議結果は、県の附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、すべて公表することとなっております。そこで後日、事務局担当者から、委員の皆様へ議事録確認の依頼をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。事務連絡2点目になりますが、委員任期満了に伴う改選について。当審議会委員の任期は条例第十条第5項に、2年と規定されております。委員の皆様の任期が令和6年11月1日で満了となるため今年度改選の手続きを予定しております。その際にはご対応よろしくをお願いいたします。事務連絡は以上となります。

【4 閉会】

○事務局（仲宗根課長）

はい。それでは以上をもちまして、令和6年度沖縄県犯罪被害者等支援審議会を閉会とさせていただきます。本日はご多忙の中にもかかわらずご出席いただきました。どうもありがとうございました。